


所管部課	子ども生活部 保育課	部長	榎本 豊	
件名	平成27年度東大和市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱について			
		区分	1 審議事項 ○	2 報告事項
関係事項	条例規則	東京都教育庁地域教育支援部義務教育課		
	部課機関	幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 (国)		
<p>1. 要 旨</p> <p>単年度要綱について、平成26年度要綱であるものを、以下のとおり平成27年度要綱として制定するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>国の補助基準の変更等に伴い、以下のとおり変更する。</p> <p>①補助限度額の変更 非課税世帯の第1子、第2子の補助限度額の引上げを行う。 第1子 平成26年度 199,200円→平成27年度 272,200円 第2子 平成26年度 253,000円→平成27年度 290,000円</p> <p>②年少扶養控除廃止後（現行税上）の区市町村民税課税額で階層区分を判定する。 平成26年度 扶養控除見直しによる税額の変動を調整した階層区分で判定した。</p> <p>③補助対象となる私立幼稚園は新制度に移行しない私立幼稚園のみとする。</p> <p>(2) 施行日 平成27年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>①影響 補助限度額及び算定方法の変更により、以下のとおり影響がある。 非課税世帯の第1子、第2子の場合 補助限度額が増額する 世帯の年少扶養人数が1人の場合 補助限度額が増額する 世帯の年少扶養人数が2人の場合 補助限度額の増減なし 世帯の年少扶養人数が3人以上の場合 補助限度額が減額する</p> <p>②効果 新制度に移行する幼稚園との保育料における平準化を図る。</p>				
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成27年4月27日 幼稚園就園奨励費補助金等に係る国庫補助限度額等について通知あり。 平成27年5月25日 幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（国要綱）の一部改正の通知あり。</p>				
3. 留意事項（問題点等）				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに起案の事務を進めたい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。